

令和元年度 里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託に係る  
プロポーザル募集要領

1 委託業務の名称

令和元年度里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託

2 委託業務の内容

別添「令和元年度里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託仕様書」のとおり

3 委託料上限額

2,964,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 日本国内に本店を有する法人であること
- (2) 第1種又は第2種の旅行業登録事業者であること
- (3) 地域における地域資源の開発の実績があること
- (4) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (7) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和元年7月9日（火）
- (2) 質問書の受付 令和元年7月16日（火）12時（正午）まで（必着）
- (3) 質問に対する回答 令和元年7月18日（木）（予定）
- (4) 企画提案書の受付 令和元年7月29日（月）午後5時まで（必着）
- (5) 審査会 令和元年8月中旬（予定）
- (6) 最優秀提案者の通知 令和元年8月下旬（予定）

6 参加手続き

(1) 企画提案書の受付

ア 受付期間

令和元年7月9日（火）から令和元年7月29日（月）まで

持ち込みの場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、令和元年7月29日（月）必着

イ 提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局農政部農地課 農地活用グループ

電話 045-210-4475 (直)

(2) 応募書類

- ア 企画提案書 (様式1 : 正本1部、コピー6部)
- イ 会社概要書 (様式2 : 正本1部、コピー6部)
- ウ 見積書 (任意様式 : 正本1部、コピー6部)
- エ 誓約書 (参加資格関係) (様式3 : 正本1部)
- オ 定款又は寄付行為の写し (1部) (原本証明してください。)
- カ 法人登記簿謄本 (1部)

(発行日から3カ月以内のもの)

※提出された書類は、原則として返却しません。

7 質問の受付

質問書(様式4)を電子メールまたはファクシミリで令和元年7月16日(火)12時(正午)までにご提出ください。

提出先 : 神奈川県環境農政局農政部農地課農地活用グループ

電子メール (fm0509.mwn@pref.kanagawa.jp) ファクシミリ (045-210-8852)

- (1) 「件名」に【質問:令和元年度里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託】と明記してください。
- (2) 提出後、必ず電話で着信の確認をお願いします。(農地活用グループ 045-210-4475)
- (3) 質問への回答は、令和元年7月18日(木)頃に、県ホームページにより回答することとします。

8 審査の方法

受注者の選定にあたっては、別表の「令和元年度里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託に係る企画提案書の評価基準表」に基づき提出書類の内容について審査を行い、採点、審議の上、1事業者を選定します。

なお、有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見の聴取を省略する場合があります。

9 審査結果

全ての応募者に8月に書面で通知し、受注者として決定した者の名称を県のホームページで公表します。

受注者に選定された団体と神奈川県との間で企画内容の詳細について協議のうえ、契約を締結します。

10 契約手続きについて

- (1) 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続きを行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行った上で見積書を提出し、発注者が委託上限額の範囲内で別途算定した予定価格内であった場合に、契約締結と

なります。

- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合や、見積もり額が予定価格を超えていた場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

## 11 留意事項

- (1) 参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2) 応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとします。  
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (3) 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出できる企画提案は1事業者につき1案とします。